

**高島市立学校の教職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画**

**令和8年9月**

**高島市教育委員会**

## 目 次

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 1. 計画の趣旨、現状 . . . . .              | 2 |
| 2. 目標、計画の期間 . . . . .              | 3 |
| 3. 実施する業務量管理・健康確保措置の取組 . . . . .   | 5 |
| 4. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . . . | 6 |

## I. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

第2期高島市教育大綱では、基本目標の一つとして「生きる力を育む学校教育の推進」を掲げ、「すべての子どもが夢と希望をもち、健やかに育つよう、地域と一体となって、生きる力を育む学校教育を進めます」としています。高島市が目指す学校教育を実現するためには、教職員が心身ともに健康で、誇りややりがいをもって勤務し、子ども一人ひとりに向き合う時間を確保できる環境づくりが不可欠です。

また、改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法により、服務監督教育委員会は、文部科学大臣の指針に即して、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康および福祉の確保を図るための計画を策定することとされています。

高島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、これまでの「高島市学校における働き方改革取組方針」および「高島市立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則（令和3年高島市教育委員会規則第2号。）」に基づく取組を踏まえ、本計画を策定することとします。

### (2) 高島市の現状

高島市では、これまで「高島市学校における働き方改革取組方針」に基づき、教職員の勤務時間の把握、年次有給休暇の取得促進、学校閉庁日の設定、会議や研修の精選、ICTの活用、校務支援システムや自動音声対応電話の導入等に取り組んできました。

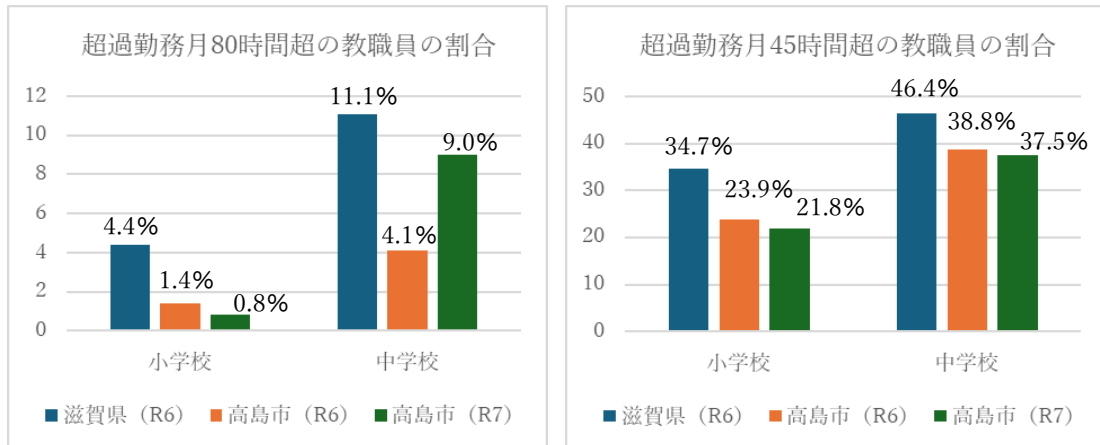
こうした中、勤務時間管理および休暇取得に関する主な目標と実績の状況は、次のとおりです。

#### ○これまでの主な目標と実績

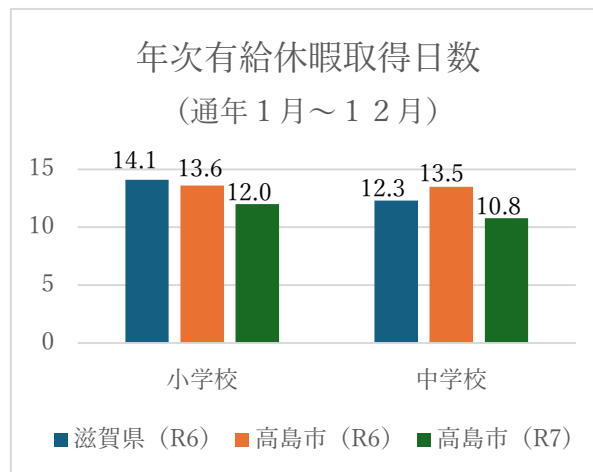
| 項 目                                  | これまでの目標                | 実 績           |
|--------------------------------------|------------------------|---------------|
| 1 か月当たりの超過勤務時間が 45 時間を超える教職員の割合（年平均） | 小学校 40%以下<br>中学校 50%以下 | 小・中学校いずれも概ね達成 |
| 年次有給休暇の平均取得日数                        | 1 人につき 14 日以上          | 小・中学校いずれも未達成  |

また、教育委員会は、令和3年2月に「高島市立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則」を制定し、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間について、原則として1か月45時間、1年360時間を上限とし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合であっても、1か月100時間未満、1年720時間、複数月平均80時間、45時間超は年6か月までとしています。

本市においては、45 時間超の教職員割合について一定の改善が見られる一方で、なお長時間勤務が生じている実態があり、特に中学校における部活動指導、校務分掌の偏り、会議や行事準備、年次有給休暇の取得促進、健康確保措置の計画的実施が課題であります。このため、今後は、単に時間を把握するだけでなく、業務の見直しと健康確保措置を一体的に進める必要があります。



- ・滋賀県内の水準と比較すると、市内小・中学校はいずれも低い。
- ・超過勤務月 80 時間超は、市内小・中学校を比較すると中学校が高い。
- ・超過勤務月 45 時間超は、市内小・中学校いずれもわずかに減少している。



## 2. 目標、計画の期間

本計画では、時間外在校等時間に関する目標を必ず設定するとともに、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標についても、本市の実情を踏まえて設定します。

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 11 年度までとします。なお、国において、令和

11年度までに教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としていることを踏まえ、毎年度、実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行うものとします。

(1) 時間外在校等時間に関する目標 (小学校)

| 目 標                                   | 実 績<br>(R7) | 前期目標<br>(R8・9) | 最終目標<br>(～R11) |
|---------------------------------------|-------------|----------------|----------------|
| 1か月の時間外在校等時間を、すべての教育職員について45時間以内とする。  | 78.2%       | 90%            | 100%           |
| 1か月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員数を0人とする。      | 0.8%        | 0.5%           | 0%             |
| 1年間の時間外在校等時間を、すべての教育職員について360時間以内とする。 | 平均 370.8h   | 80%            | 100%           |

(中学校)

| 目 標                                   | 実 績<br>(R7) | 前期目標<br>(R8・9) | 最終目標<br>(～R11) |
|---------------------------------------|-------------|----------------|----------------|
| 1か月の時間外在校等時間を、すべての教育職員について45時間以内とする。  | 62.5%       | 80%            | 100%           |
| 1か月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員数を0人とする。      | 9%          | 5%             | 0%             |
| 1年間の時間外在校等時間を、すべての教育職員について360時間以内とする。 | 平均 514.8h   | 70%            | 100%           |

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 (小学校)

| 目 標                      | 実 績<br>(R7) | 前期目標<br>(R8・9) | 最終目標<br>(～R11) |
|--------------------------|-------------|----------------|----------------|
| 年次有給休暇の平均取得日数を、16日以上とする。 | 12日         | 14日            | 16日以上          |
| アンケートで「やりがいがある」と肯定的な回答   | 93.0%       | 94%            | 95%以上          |
| アンケートで「働きやすい」と肯定的な回答     | 82.2%       | 84%            | 85%以上          |

(中学校)

| 目 標                      | 実 績<br>(R7) | 前期目標<br>(R8・9) | 最終目標<br>(～R11) |
|--------------------------|-------------|----------------|----------------|
| 年次有給休暇の平均取得日数を、16日以上とする。 | 10.8日       | 13日            | 16日以上          |
| アンケートで「やりがいがある」と肯定的な回答   | 86.8%       | 88%            | 90%以上          |
| アンケートで「働きやすい」と肯定的な回答     | 74.8%       | 76%            | 80%以上          |

### 3. 実施する業務量管理・健康確保措置の取組

「高島市学校における働き方改革取組方針（R2.4）」に掲げる「5つの視点による取組」については、国が示す「業務の3分類」を踏まえ、整理・統合し、次のように取り組みます。

#### （1）子どもと向き合う時間に専念できる環境づくり

教員が授業や児童生徒への指導に専念できるよう、学習指導や学校運営体制の充実を図る。また、保護者や地域、関係団体との連携を強化する。

- 小学校に専科教員を配置し、専門性を生かした授業を展開するとともに、授業時数の減少と授業準備の充実を図る。
- 小中学校における年間の総授業時数が、標準授業時数を大幅に上回っていないかを確認し、指導体制に見合った計画とする。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育巡回相談員等、専門性をもった人材との連携を推進する。
- 福祉部局や関係機関との連携、協力体制を推進する。
- 保護者や地域、関係団体との信頼関係を深め、連携を図る。
- 学校運営協議会、地域学校協働本部による地域学校協働活動を推進する。
- 中学校において、専門的技能や適切な部活動指導の知識をもつ部活動指導員を配置し、効果的に活用した部活動運営を図る。
- 学校が担うべき業務を明確化し、家庭・地域等との役割分担や協働体制を適正化する。

#### （2）業務の削減・効率化

学校業務を見直し、ICTの効果的な活用や校務支援システムの活用により業務の負担軽減と効率化を図る。

- 学習教材等の共有化を図る。
- 教育的効果と準備負担のバランスを再評価し、学校行事等の見直しを図る。
- 会議等の削減・オンライン化、効率化を進める。
- 教職員の働き方改革に関する保護者や地域への理解促進を図る。
- 学校事務共同実施の充実を図るとともに、事務職員の学校運営への参画を促進する。
- ICTを活用した学習教材の共有化や保護者連絡ツールによるお便りの配信、タブレット端末を活用したWebアンケートの実施等、ICT化を促進する。
- 校務支援システムを有効に活用する。
- 「高島市部活動の指導について（ガイドライン）」に則り、適切な指導とともに、教職員の指導時間の適正化を図る。

### (3) 働きやすさの確保

教職員が心身の健康を保ち教育に専念できるよう、柔軟な働き方や職場の意識改革など多面的な取組を進める。

- 働き方改革に対する意識の醸成、タイムマネジメント意識（定時退勤等）の向上を図る。
- 教職員個々のキャリアや家庭事情等を踏まえ、職務と家庭生活の両立ができるよう、周囲の温かな理解がある職場の雰囲気や環境のあり方を考え、推進する。
- 管理職による教職員の勤務時間管理、業務改善に向けた組織マネジメントを推進する。
- 教職員の働き方改革に関する保護者や地域への理解促進を図る。
- 年次有給休暇の取得促進を進める。
- 学校閉庁日を年間 15 日間実施する。(8/10～16、12/28～翌年 1/4)
- 夜間・休日、学校閉庁日の自動音声対応電話を運用する。
- 教職員の心身の健康を保持するため、長時間労働者への医師による面接指導を行う。

## 4. 関連する取組、今後のフォローアップについて

教育委員会は、本計画に基づく取組の着実な実施を図るため、毎年度、実施状況を把握し、点検を行います。

### (1) 実施状況の把握

毎年度、次の項目について状況を把握する。

| 区分   | 把握・点検内容                                                         |
|------|-----------------------------------------------------------------|
| 勤務実態 | 月平均時間外在校等時間、月 45 時間超及び月 80 時間超の状況、年間 360 時間超の状況                 |
| 休暇取得 | 年次有給休暇の平均取得日数                                                   |
| 健康確保 | 医師による面接指導の実施状況、ストレスチェックの実施および点検等                                |
| 職場環境 | ・ 本計画の周知および管理職向けマネジメント研修を実施<br>・ 教職員アンケート等による働きやすさ、やりがいに関する状況調査 |

### (2) 公表および改善

把握した実施状況については、高島市ホームページで公表するとともに、課題が見られる学校については、教育委員会が個別に聞き取りを行い、改善に向けた支援を行う。

### **(3) 保護者・地域への理解促進**

学校における働き方改革は、教職員の負担軽減だけでなく、子どもたちへのより良い教育の実現につながるものであることから、保護者や学校運営協議会等に対して、取組の趣旨や必要性について周知し、理解と協力を得ながら進める。